

介護職員初任者研修 学則
(株) さわやからいふ さわやからいふアカデミー

(開講の目的)

第1条 本研修の目的として、自宅で生活する高齢者や障害を持つ方々等の自立を助け、介護者の負担の軽減を図るため、在宅介護技術の取得、普及に必要な専門的知識、技能を有する介護員の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修事業の名称をさわやからいふアカデミー介護職員初任者研修とする。

(事業所の名称 所在地)

第3条 事業所名 株式会社さわやからいふ
所在地 愛知県名古屋市中川区柳島町4丁目16番地

(研修の実施場所)

第4条 本研修は下記の所在地にて実施する。
株式会社さわやからいふ 本社内研修室
愛知県名古屋市中川区柳島町4丁目16番地

(研修期間)

第5条 研修期間は原則として8ヶ月以内の範囲で終了することとする。

(研修カリキュラム及び使用する教材)

第6条 研修カリキュラムについては別添書類の通りとし、
使用教材は、(株) QOLサービス 介護職員初任者研修テキストとする。

(科目の免除項目)

第7条 科目免除の取り扱いを行わない。

(講師氏名及び職名)

第8条 研修講師及び職名は別添書類の通り。

(受講生の募集)

第9条 受講生の受講時期、受講対象は下記の通りである。

- (1) 募集時期
募集開始日より研修開始の前日までとする
- (2) 受講資格は一般応募者を対象とする。
- (3) 募集定員 15名
- (4) 研修受講手続きは、研修開始日までに事務局に申し込みを終えることとする。

(受講料など受講者が負担すべき費用)

- (1) 受講料はテキスト代金を含め 49,500 円とする。
- (2) 研修実施場所までの交通費は自己負担とする。
- (3) 研修欠席者には補講授業を行うか、レポート提出をもって出席とみなす。但し、補講の上限は総時間数の 1 割までとする。費用は別途徴収しないものとする。

(本人確認)

第10条 受講申込時又は初回講義時において、以下のいずれかの方法にて本人確認を行う。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示・在留カード等の提示・健康保険証の提示
- ・パスポートの提示・年金手帳の提示
- ・マイナンバーカード表面の提示
- ・運転免許証の提示

(研修終了の評価)

第11条 研修所定の過程を終了した者には、筆記試験による修了評価を実施する。

終了評価の評価基準は、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上の者に終了証書及び終了証明書を授与する。

A=90 点以上 B=80～89 点 C=70～79 点 D=70 点未満

D 判定の者には追試を実施する。

(遅刻・欠席の取り扱い)

第12条 研修開始から 10 分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席する場合には、電話等により必ず届け出ること。早退は欠席扱いとする。

(不慮の事態における研修の継続及び苦情等に対する対応)

第13条 (1) 地震、火災等で研修が開講出来ない、或いは中断せざるを得ない場合は事態の復興を待ち、研修再開後に第5条に定める期間内で補講を行い費用は徴収しないものとする。

(2) 相談や苦情は下記相談窓口にて対応する。

株式会社 さわやからいふ 担当： 河合恵美

TEL：(052) 364-6001 / FAX (052)：364-6005

(修了者名簿の管理)

第14条 研修終了者の名簿は、研修事業終了後に愛知県知事に提出され、管理される。

(個人情報の取り扱い)

第15条 受講生に係る個人情報は、当社の個人情報取り扱い方針に基づき、研修中はもとより研修終了後も適切に管理する。

(施行細則)

第16条 この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がこれを定め、提示する。

(附則) この学則は令和5年6月1日から施行する。